

監査告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定例監査及び同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その監査結果を公表する。

令和 7 年 8 月 25 日

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致 江 子

1 定例監査

- (1) 監査の対象課等 赤湯小学校、沖郷小学校
- (2) 監査の範囲 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月末までの財務事務及び関連事務事業の執状況
- (3) 監査の期日 令和 7 年 6 月 25 日
- (4) 準拠基準 南陽市監査基準
- (5) 監査の着眼点 監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (6) 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- (7) 監査の結果

課等名	監査の結果
赤湯小学校	提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。
沖郷小学校	提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体名	所管課等名	監査の対象とした事項及び金額
赤湯温泉旅館協同組合	商工観光課	温泉旅館誘客推進事業補助金 1, 200, 000 円

		赤湯温泉観光センター指定管理料 5,755,000円
--	--	-------------------------------

(2) 監査の範囲 令和6年度の財政援助等に係る団体等の出納その他の事務事業の執行状況及び所管課の事務の執行状況

(3) 監査の期日 令和7年8月25日

(4) 準拠基準 南陽市監査基準

(5) 監査の着眼点

ア 監査の対象の財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管課における監査の対象の財政援助団体等に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(6) 監査の方法 監査の対象団体等及び所管課に資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

(7) 監査委員の除斥 地方自治法第199条の2の規定により、青木勲監査委員は除斥して監査した。

(8) 監査の結果

監査団体及び所管課等名	監査の結果
赤湯温泉旅館協同組合 商工観光課	提出された出納事務に関する書類に基づき監査した結果、赤湯温泉旅館協同組合と商工観光課の書類に齟齬は確認されなかったが、赤湯温泉観光センター休憩室使用料の設定と、温泉旅館誘客推進事業の内容変更に関する事務手続きに不備が確認された。 商工観光課において、是正や改善など適切な措置を講じられたい。